

滋賀県地域防災計画計画（風水害等対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	共通		
	陸上自衛隊今津駐屯地 「 <u>第3戦車大隊</u> 」	陸上自衛隊今津駐屯地 「 <u>第3偵察戦闘大隊</u> 」	【陸上自衛隊】 組織改編による
	<u>大阪ガス株式会社</u> <u>大阪ガス株式会社（京滋導管部）</u>	<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）</u>	【大阪ガスネットワーク】 分社化に伴う会社名変更のため
	第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱		
	第2 実施すべき事務または業務の大綱		
	6 指定公共機関		
P7	2 西日本旅客鉄道株式会社（ <u>京都</u> 支社）	2 西日本旅客鉄道株式会社（ <u>京滋</u> 支社）	【JR西日本】組織改正による
P7	（追加）	<u>8 楽天モバイル株式会社</u>	【近畿総合通信局】
P7	以降、番号繰り下げ(8～18)		令和4年2月1日付けで同社が「指定公共機関」に指定されたため。
	第3節 地勢と気象		
	第2 気象		
	2 滋賀県の気象		
	(2) 降水量		
P11	降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350mm（ <u>1</u> 月）を超えており、南部は60～70mm（1月）内外で北部と南部で大きな相違がある。	降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350mm（ <u>12</u> 月）を超えており、南部は60～70mm（1月）内外で北部と南部で大きな相違がある。	【彦根地方气象台】 1991～2020の柳ヶ瀬の降水量の平年値は、1月328.0mm、12月361.4mm。

頁	修正前	修正後	修正理由
	(4) 風		
	(表)彦根における平均風速と日最大風速、日最大瞬間風速の極値		
	(注釈)	(注釈)	
P13	日最大風速の統計期間は、1893年10月1日から <u>2021</u> 年10月31日 日最大瞬間風速の統計期間は、1920年1月1日から <u>2021</u> 年10月31日	日最大風速の統計期間は、1893年10月1日から <u>2022</u> 年10月31日 日最大瞬間風速の統計期間は、1920年1月1日から <u>2022</u> 年10月31日	【彦根地方气象台】 時点修正
	3 気象と災害		
	(3) 大雪		
	イ 大雪と雪害		
P18	建築物の倒壊 多積雪による倒損壊、重い雪1mの深さの重さ = <u>3kN</u> /m ²	建築物の倒壊 多積雪による倒損壊、重い雪1mの深さの重さ = <u>300kg</u> /m ²	【彦根地方气象台】 分かりやすい単位表記への変更
	ウ 主な大雪の例		
	(イ) 昭和11年2月の大雪		
	この大雪による被害は伊香郡をはじめ高島、東浅井、坂田郡地方に特に大きく、山林、農作物、家屋等の被害は甚大であった。	この大雪による被害は伊香郡(<u>現長浜市</u>)をはじめ高島、東浅井、坂田郡地方(<u>現高島市、長浜市、米原市</u>)に特に大きく、山林、農作物、家屋等の被害は甚大であった。	【彦根地方气象台】 現在の市町名を追記
	(オ) 昭和59年豪雪		
	(積雪状況の表)		【彦根地方气象台】
P20	(追加)	<u>柳ヶ瀬の観測値を追加</u>	観測記録の追加
	(追加)	<u>(カ) 令和3年(2021年)12月26日~27日の大雪</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
	(追加)	<p><u>北部と東近江を中心とした大雪により交通滞留や住家等への被害が多数発生</u></p> <p><u>令和3年12月26日から27日にかけて、非常に強い寒気が西日本に南下し、強い冬型の気圧配置となった。滋賀県では26日未明から27日夜遅くにかけて断続的に強い雪が降り、北部や東近江を中心に大雪となった。特に彦根では24時間降雪量や最深積雪が極値1位を更新する記録的な大雪となった。この大雪により彦根市の国道8号線など国道や県道では長時間の交通滞留が発生し、道路、鉄道など交通機関に影響した。また、住家や農業施設の被害、除雪作業時の人的被害、倒木などによる停電などが発生した。</u></p> <p><u>2021年12月の月最深積雪（いずれも12月27日）</u></p> <p><u>柳ヶ瀬：76cm</u></p> <p><u>今津：77cm（12月の極値1位）</u></p> <p><u>米原：69cm</u></p> <p><u>彦根：73cm（12月の極値1位）</u></p> <p><u>24時間降雪量</u></p> <p><u>彦根：68cm（12月27日午前5時までの24時間、通年の極値1位）</u></p>	<p>【彦根地方气象台】 2021年の大雪事例の追加</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	第2章 災害予防計画		
	第1節 水害予防計画		
	第1 河川対策		
	3 事業計画		
	(2) 国土交通省 近畿地方整備局(琵琶湖河川事務所)		
P23	野洲川改修計画 (中略) 引き続き、 <u>計画高水流量 4,500 m³/s を確保する河道整備を実施する。</u>	野洲川改修計画 (中略) 引き続き、 <u>戦後最大洪水を安全に流下させるため、浸透及び侵食に対する堤防強化を実施する。</u>	【近畿地方整備局】 野洲川改修事業再評価と整合を図るため
P23	瀬田川改修計画 (中略) <u>そのため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削等を継続実施する。</u>	瀬田川改修計画 (中略) <u>鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点や早期効果発現を重視した河川整備について検討して実施する。</u>	【近畿地方整備局】 淀川河川整備計画(変更)の文言と整合を図るため
	第3 ため池等対策		
	3 事業計画		
P25	農業用ため池の改修については、令和元年度に策定した滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、 <u>ため池等整備事業</u> （国庫補助事業）で実施し国の採択基準に該当しないものについては県単独補助事業で実施する。	農業用ため池の改修については、令和元年度に策定した滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、 <u>農村地域防災減災事業</u> （国庫補助事業）で実施し国の採択基準に該当しないものについては県単独補助事業で実施する。	【農村振興課】 事業名の修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	第4 農業用河川工作物対策		
	3 事業計画		
P25	この対象事業は、 <u>農業用河川工作物応急対策事業</u> （国庫補助事業）で実施し、国の採択基準に該当しないものについては県単独事業で実施する。	この対象事業は、 <u>農村地域防災減災事業</u> （国庫補助事業）で実施し、国の採択基準に該当しないものについては県単独事業で実施する。	【農村振興課】 事業名の修正
	第7 農地関係湛水防除計画		
	2 事業計画		
P26	この事業は、 <u>湛水防除事業</u> （国庫補助事業）で実施する。	この事業は、 <u>農村地域防災減災事業</u> （国庫補助事業）で実施する。	【農村振興課】 事業名の修正
	第2節 土砂災害予防計画		
	第2 土石流対策（土木交通部）		
	2 現況		
P27	このため本県においては、令和 <u>2</u> 年度末現在で <u>1,418</u> 箇所、 <u>32,970</u> haの溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。	このため本県においては、令和 <u>3</u> 年度末現在で <u>1,423</u> 箇所、 <u>32,976</u> haの溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。	【砂防課】 時点修正
	第3 急傾斜地の崩壊対策（土木交通部）		
	2 現況		
P28	令和 <u>2</u> 年度末現在で <u>529</u> 箇所、 <u>725.5</u> haの急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。	令和 <u>3</u> 年度末現在で <u>530</u> 箇所、 <u>726.0</u> haの急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。	【砂防課】 時点修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	第4 総合土砂災害対策（土木交通部）		
	3 事業計画		
	(3) 土砂災害防止法に基づく対策		
	令和2年度末現在の指定状況は下記のとおり。 （ア） 土砂災害警戒区域 ・土石流 2,544箇所 ・急傾斜地の崩壊 4,209箇所 ・地滑り 78箇所 （イ） 土砂災害特別警戒区域 ・土石流 1,412箇所 ・急傾斜地の崩壊 3,581箇所	令和2年度末現在の指定状況は下記のとおり。 （ア） 土砂災害警戒区域 ・土石流 2,545箇所 ・急傾斜地の崩壊 4,210箇所 ・地滑り 78箇所 （イ） 土砂災害特別警戒区域 ・土石流 1,413箇所 ・急傾斜地の崩壊 3,582箇所	【砂防課】 令和3年7月に新たに区域指定したため
	第9 地籍調査事業（総合企画部）		
	2 現況		
P31	しかし、本県の進捗率は令和2年度末で13%と全国平均52%を大きく下回っている。	しかし、本県の進捗率は令和3年度末で13%と全国平均52%を大きく下回っている。	【県民活動生活課】 時点修正
P31	(追加)	<u>第10 危険な盛土等への対策（知事公室・総合企画部・琵琶湖環境部・農政水産部・土木交通部）</u>	
		<u>1 計画方針</u>	
P31	(追加)	<u>令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、盛土による災害防止のための盛土総点検を行った。総点検の結果、危険が確認された盛土について、自治体による速やかな是正指導を行う。</u>	【知事公室・土木交通部ほか】 防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>2 現況</u>	
P31	(追加)	<u>総点検を実施した303箇所のうち、人家等への影響が懸念され、是正措置が必要な盛土は1箇所となっている。</u>	【知事公室・土木交通部ほか】
		<u>3 事業計画</u>	
P31	(追加)	<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった倍には、適切な助言や支援を行うものとする。</u>	【知事公室・土木交通部ほか】
第5節 防災知識普及計画			
第1 防災知識普及計画（各機関）			
2 事業計画			
(2) 実施の方法			
イ 学校教育における防災知識の普及			
P36	(ウ) 実施計画 (中略) (追加)	(ウ) 実施計画 (中略) <u>d 市町（県）は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による
(5) 言い伝えや教訓の継承			
P38	県、市町、各防災関係機関（以下、県等という。）は、大規模災害に関する調査分析結果や	県、市町、各防災関係機関（以下、県等という。）は、大規模災害に関する調査分析結果、 <u></u>	【近畿地方測量部】 防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
	映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。	映像、 <u>石碑やモニュメント</u> を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。	
	第12節 鉄道施設災害予防計画		
P56	第1 JR施設災害予防計画(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社(<u>京都</u> 支社))	第1 JR施設災害予防計画(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社(<u>京滋</u> 支社))	【JR西日本】組織改正による
	第18節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化		
	2 具体的施策の展開		
	(3) 避難所における要配慮者への配慮		
P67	市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」等を参考に、 <u>障害者</u> トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」等を参考に、 <u>バリアフリー</u> トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	【健康福祉政策課】 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(P9)および滋賀県地域防災計画(震災対策編)の記載に基づく修正。
P67	また、一般の避難所生活が困難である障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。	また、一般の避難所生活が困難である <u>高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者</u> 等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人</u>	【健康福祉政策課】 国の防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>	
	第3章 災害応急対策計画		
	第1節 防災組織整備計画		
	第1 組織計画		
	2 滋賀県の組織		
	(2) 滋賀県災害対策本部		
	ア 滋賀県災害対策本部の設置および廃止基準		
P72	(ア) 設置基準 (中略) b 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、もしくは県内で特別警報が発表されたとき。	(ア) 設置基準 (中略) b 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、 <u>長周期地震動階級4が観測されたとき</u> 、もしくは県内で特別警報が発表されたとき。	【防災危機管理局】 当該地震情報が新たに発表されることとなったため
	第2 動員計画		
	2 滋賀県の動員		
	(ア) 本庁各部局の勤務時間外における災害警戒時の配備人員		
P75	(表中) 人事 ② 文化芸術振興 ② 教育総務 ② 高校教育・幼小中 ①	人事 ② 文化芸術振興 ② 教育総務 ② 高校教育・幼小中 ①	【人事課、文化芸術振興課、教育総務課】 災害警戒体制時の体制見直しによる
	第2節 情報計画		
	第1 災害情報通信計画		
	2 計画の内容		
	(5) 防災関係機関との情報交換、報告		
	(表中)		

頁	修正前	修正後	修正理由
P81	西日本旅客鉄道株式会社（ <u>京都</u> 支社）	西日本旅客鉄道株式会社（ <u>京滋</u> 支社）	【JR西日本】組織改正による
	第2 気象予警報伝達計画		
	2 計画の内容		
	コ 洪水予報		
P84	（表中）洪水予報の種類・概要 （氾濫危険情報） 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。	（氾濫危険情報） <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、</u> 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。	【近畿地方整備局】 令和4年6月 発表基準見直しによる
	第3 災害広報計画		
	2 計画の内容		
	(5) 安否不明者・死者等の氏名等公表		
P91	<u>（追加）</u> <u>県は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そう等による混乱回避に繋がる可能性があることから、氏名等の公表方針を予め定めるものとする。</u> <u>県は、災害時の氏名等の公表方針を予め定め、なお、この方針については、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直し</u>	<u>市町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>県は、災害時における要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u> <u>また、死者・行方不明者についても、大規模災害時において情報の錯そう等による混乱回避など必要と認めるときは、氏名等を公表できる</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
	を行うものとする。	<u>ものとする。</u> 県は、災害時の氏名等の公表方針を予め定めるとともに、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。	
P94	(追加)	<u>第6 雪害応急対策計画（知事公室、土木交通部、近畿地方整備局、近畿運輸局）</u>	
	(追加)	<u>1 計画方針</u>	
	(追加)	<u>積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に各機関が連携を図りながら、乗員保護支援を行う。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による
	(追加)	<u>2 計画の内容</u>	
	(追加)	(1) 防災知識の普及 <u>県、市町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努めるものとする。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。</u>	
	(追加)	(2) 情報の収集・連絡体制の整備 <u>各道路管理者は滋賀県冬期情報連絡室等を通じて、除雪や通行止めの情報を共有し、相互に接続する道路の除雪等の連携に努めるものとする。</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>る。</u>	
	(追加)	<u>(3) 大規模車両滞留発生時の乗員保護について道路管理者及び近畿地方整備局、近畿運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u>	
	第4節 災害救助保護計画		
	第1 災害救助法の適用計画		
	2 災害救助法の適用基準		
	(2)災害が発生するおそれがある場合		
P95	災害が発生するおそれがある <u>場合</u> において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。	災害が発生するおそれがある <u>段階</u> において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。	【健康福祉政策課】 災害救助事務取扱要領の記載に基づく修正
	7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準		
P96	資料編に掲げる「災害救助法による救助の <u>程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度</u> 」 <u>早見表</u> のとおりとする。	資料編に掲げる「災害救助法 <u>の運用</u> 」のとおりとする。	【健康福祉政策課】 資料編掲載内容に基づき修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	8 被災者に関する情報提供		
P97	【資料編 参照】 (1) 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度	【資料編 参照】 (1) 災害救助法の運用	【健康福祉政策課】 資料編掲載内容に基づき修正
	第2 避難救出計画		
	2 計画の内容		
	(4) 避難場所・避難所の開設および避難誘導等		
P100	ア 避難場所・避難所の開設 (イ) 指定避難所の選定 a 選定基準 避難所に指定する公共施設については、 障害者 トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。	ア 避難場所・避難所の開設 (イ) 指定避難所の選定 a 選定基準 避難所に指定する公共施設については、 バリアフリー トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、 停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるとともに 、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による 【健康福祉政策課】 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(P9)および滋賀県地域防災計画(震災対策編)の記載に基づく修正。
	第7 住宅応急対策計画		
	2 計画の内容		
P110	(2) 被災 家屋 の応急修理	(2) 被災した 住宅 の応急修理	
P110	ア 応急修理 対象者 災害のため 住宅 が半壊、半焼もしくはこれら	ア 対象者 災害のため 住家 が半壊、半焼もしくはこれら	【住宅課】 文言修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	
P110	イ 応急修理 市町本部は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。	イ 応急修理 市町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。	【住宅課】 文言修正
	(追加)	(3) 被災した住宅の障害物の除去	【住宅課】
P110	(追加)	ア 対象者 災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。	
P110	(追加)	イ 障害物の除去 市町本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</u>	
P110	(追加)	<u>ウ 費用の限度、期間等</u> <u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第12条による。</u>	
P110	<u>(3)</u> 被災宅地危険度判定	<u>(4)</u> 被災宅地危険度判定	
	第6節 交通輸送計画		
	第1 道路交通対策計画		
	2 計画の内容		
	(4)災害時交通マネジメント		
P129	ア 災害時渋滞対策協議会の設置 大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、近畿地方整備局は「滋賀県災害時 <u>渋滞対策協議会</u> 」を設置する。	ア 災害時渋滞対策協議会の設置 大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、近畿地方整備局は「滋賀県災害時 <u>交通マネジメント検討会</u> 」を設置する。	【道路保全課】 協議会の名称変更による
P129	イ 設置要請 県土木交通部は、自ら必要と認めたとときまたは市町の要請があったときは近畿地方整備局に	イ 設置要請 県土木交通部は、自ら必要と認めたとときまたは市町の要請があったときは近畿地方整備局に	【道路保全課】 協議会の名称変更による

頁	修正前	修正後	修正理由
	「滋賀県災害時 渋滞対策協議会 」の設置を要請することができる。	「滋賀県災害時 交通マネジメント検討会 」の設置を要請することができる。	
	第8節 災害廃棄物処理計画		
	【災害時応援協定編参照】		
P139	(追加)	<u>・災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書（一般社団法人滋賀県解体工事協会）</u>	【循環社会推進課】 協定の締結による
	第13節 相互協力計画		
	8 公共的団体との協力体制		
	(4) 公共機関・民間企業、団体との協力体制		
	ウ 輸送・物流関係		
P153	<u>・災害時における物流業務に関する協定書（全国物流ネットワーク協会）</u>	(削除)	【健康福祉政策課】 現在、協定を締結していないため
	エ 救助・医療・医薬関係		
P153	(追加)	<u>・滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（公益社団法人 滋賀県社会福祉士会）</u> <u>・滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（一般社団法人 滋賀県介護福祉士会）</u> <u>・滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会）</u> <u>・滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（滋賀県介護老人保健施設協会）</u> <u>・滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（滋賀県介護支援専門員連絡協議会）</u>	【健康福祉政策課】 新たに協定を締結したため
	ク 廃棄物処理関係		

頁	修正前	修正後	修正理由
P155	(追加)	<u>災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書（一般社団法人滋賀県解体工事協会）</u>	【循環社会推進課】 協定の締結による
	第 19 節 要配慮者対策計画		
	2 計画の内容		
P167	第 2-2 (中略) ・避難所に指定する公共施設については、 <u>障害者</u> トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送のテレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。	第 2-2 (中略) ・避難所に指定する公共施設については、 <u>バリアフリー</u> トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送のテレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。	【健康福祉政策課】 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(P9)および滋賀県地域防災計画（震災対策編）の記載に基づく修正。